



神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
(9月定例会)



日時：令和5年9月19日（火）午後1時30分から

1 佐藤会長あいさつ

2 日比野区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 令和5年度共同募金運動の実施および実施要項・封筒等の郵送について
【協力依頼】(神奈川区社会福祉協議会)
- (2) 令和5年度神奈川区「社明運動」の講演会について
【情報提供】(神奈川区社会福祉協議会)
- (3) 令和5年度災害ボランティアサポーター研修会の開催について
【情報提供】(神奈川区社会福祉協議会)
- (4) 新型コロナワクチン「令和5年秋開始接種」の開始について
【事業説明】(医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当)
- (5) 「横浜マラソン2023」開催に伴う交通規制チラシの掲出について
【掲出依頼】(横浜マラソン組織委員会事務局)
- (6) プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について
【情報提供】(資源循環局神奈川事務所)
- (7) 令和6年神奈川区新年賀詞交換会について 【情報提供】(総務課)

- (8) 災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について 【情報提供】（総務課）
- (9) 窓ガラス飛散防止フィルム設置事業補助金について
【情報提供】（総務課）
- (10) 「みんなで備える防災のススメ」の開催について
【情報提供】（総務課・区政推進課）
- (11) 緊急時情報受伝達システムの発信訓練の結果について（報告）
【情報提供】（総務課）
- (12) 第3期健康横浜21素案のパブリックコメントの実施について
【市民意見募集】（福祉保健課）
- (13) 初心者向けスマホ講座の実施について 【情報提供】（地域振興課）
- (14) 区民活動支援センター事業「花活講座」参加者募集チラシについて
【掲出依頼】（地域振興課）
- (15) 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について
【掲出依頼】（地域振興課）
- (16) 令和5年度神奈川区スポーツ協会臨時総会の結果報告について
【結果報告】（神奈川区スポーツ協会事務局）
- (17) 神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会の今後のあり方に関する各自治会町内会の意向確認について
【回答依頼】（神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会事務局）

※（4）・（6）・（8）・（12）は市連会からの議題です。

《10 月定例スケジュール》

(地域振興課)

・ 10 月区連定例会について

◇日 時：令和 5 年 10 月 18 日（水）13 時 30 分～

◇場 所：神奈川区役所 本館 5 階大会議室

・ 10 月の配送便（白袋）について

10 月の配送便は 10 月 25 日（水）までに送付予定です。

1 令和5年度共同募金運動の実施および実施要項・封筒等の郵送について

協力依頼

令和5年10月からの共同募金運動につきまして、本年も昨年同様、格別なるご配慮、ご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、共同募金関係資材（実施要項・募金封筒・ポスター・払込用紙等）を各自治会町内会様へ9月下旬頃の発送を予定しております（配送便ではなく区社協から直接送付）。

【払込用紙について】

神奈川県共同募金会横浜市神奈川区支会では、硬貨取扱手数料、送金手数料等が免除となる口座を開設しました。専用払込用紙を使用し、ゆうちょ銀行の窓口で振込手続きをされた場合に限り、手数料が免除されますのでご活用ください。（ATMではご利用いただけませんのでご注意ください。）

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：米本・白石・井野 電話：311-2014 FAX：313-2420

2 令和5年度神奈川区「社明運動」の講演会について

情報提供

第73回神奈川区「社会を明るくする運動」の一環といたしまして、下記のとおり講演会を開催いたします。

ご多忙のおり大変恐縮ではございますが、地域の皆様に情報提供のご協力をお願いいたします。

◇日時 令和5年10月20日（金）13:30～15:00（受付13:00～）

◇場所 は一と友神奈川2階（反町1－8－4）多目的研修室

◇内容 「更生保護の一丁目一番地」

更生保護、特に保護司の活動にとって、最も大切なことは何か？

◇講師 田中 一哉氏

神奈川県保護司会連合会事務局長

更生保護法人神奈川県更生保護協会事務局長

元保護観察所所長

【参考資料】第73回神奈川区「社明運動」講演会 チラシ

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

神奈川保護司会事務局（神奈川区社会福祉協議会） 担当：井野

電話：311-2014 FAX：313-2420

3 令和5年度災害ボランティアサポーター研修会の開催について

情報提供

神奈川区社会福祉協議会（以下区社協）は発災時に、復興支援に特化した「神奈川区災害ボランティアセンター（以下災害VC）」を区の要請により設置し、その任にあたります。早期復興のためにも、全国から集まる災害ボランティアを受け入れる環境を整え、円滑に調整できるよう、「災害ボランティアサポーター（以下サポーター）」として、地域とコミュニケーションが取れて状況に詳しい方の協力が不可欠となります。

令和5年3月に開催された区連会定例会においてサポーターのご選任をお願いし、ご推薦をいただきありがとうございました。

このたび、次のとおり災害ボランティアサポーター研修会を開催いたします。サポーターの皆様には、本会から直接、別途通知文を郵便にて送付させていただきます。

1 研修会開催日時・場所

令和5年12月4日（月）10:00～12:00

神奈川区福祉保健活動拠点 多目的研修室
（神奈川区反町1-8-4 は一と友神奈川）

2 研修内容

- ・災害ボランティアセンターについて
- ・災害ボランティアサポーターの役割とは 等

※提供資料はありません。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：小田・原田 電話：311-2014 FAX：313-2420

4 新型コロナワクチン「令和5年秋開始接種」の開始について

事業説明

令和5年9月20日（水）から新型コロナワクチン「令和5年秋開始接種」が始まりますので、お知らせします。

つきましては、9月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

◇接種対象者

初回接種を完了し、前回接種から3か月以上経過した生後6か月以上の方

◇使用するワクチン

オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社・モデルナ社）等

◇接種場所

市内医療機関約1,700か所及び臨時集団接種会場（横浜市役所内）1か所

◇接種券

令和5年5月8日以降に追加接種（3回目以降の接種）を

【受けた方】は、9月11日（月）から新しい接種券を順次発送します。

【受けていない方】は、お手元の接種券を使用して接種ができます。

◇予約方法

医療機関への直接予約、市予約システム・コールセンターを利用した予約

※市内郵便局や区役所ワクチン相談員による予約代行を実施します。

◇予約開始日

- ・高齢者（65歳以上の方）及び基礎疾患のある方等（5～64歳）

令和5年9月13日（水） 午前9時～

- ・上記対象に該当しない方

令和5年9月19日（火） 午前9時～

◇その他

詳細は広報よこはま9月号をご覧ください。

【問合せ先】

◇ワクチン接種全般について

横浜市新型コロナワクチン接種コールセンター 電話：0120-045-070

◇資料について

医療局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当：米澤・森賀 電話：671-4841

5 「横浜マラソン 2023」開催に伴う交通規制チラシの掲出について

掲出依頼

横浜マラソン 2023 の開催にあたり、沿道周辺で交通規制が実施されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

つきましては、9月の配送便にて交通規制に関するチラシをお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

◇交通規制時間（コース全般）

10 月 29 日（日）6:30 頃～15:30 頃

【問合せ先】

◇交通規制について

横浜マラソン交通規制コールセンター 電話番号 045-330-3051

受付時間 ①10/1～10/15 平日のみ 9:00～17:00

②10/16～10/28 毎日 9:00～17:00

③10/29 大会当日 4:00～16:00

◇資料について

横浜マラソン組織委員会事務局 担当：今井 電話：226-5036 FAX：226-5037

6 プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について

情報提供

現在、分別・リサイクルを行っている食品トレイや洗剤ボトルなどのプラスチック製容器包装に加え、バケツやストローなどのプラスチック製品も対象とする分別・リサイクルを令和6年10月に9区で開始し、令和7年4月からは神奈川区を含む全市域で実施します。

つきましては、9月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

資源循環局 神奈川事務所 担当：麻生・長野 電話：441-0871 FAX：441-5938

7 令和6年神奈川区新年賀詞交換会について

情報提供

令和6年神奈川区新年賀詞交換会を次のとおり開催いたします。

つきましては、10月の配送便にて各自治会町内会長様あてに案内状をお送りいたします。皆さまの御参加をお待ちしております。

【概要】

◇日 時：令和6年1月9日（火） 15:00～16:30

◇場 所：新横浜プリンスホテル（港北区新横浜3-4）

◇会 費：10,000円

◇申込方法：郵便振替によりお申し込みください。

※区役所総務課での現金でのお申し込みはできませんので、御注意ください。

※複数名でのお申込みの場合、まとめてATMでお支払いいただくと、手数料の御負担が少なくなります。

◇申込受付：令和5年11月30日（木）まで

【その他】

◇「広報よこはま11月号」に御案内を掲載いたします。

◇当日、御芳名・役職名を記載した参加者名簿をお配りいたします。

※名簿への記載は、令和5年11月30日（木）までにお申し込みいただいた方のみとさせていただきます。また、名簿への記載を希望されない方は御連絡ください。

◇自治会町内会以外の各種団体等への御案内について

10月中旬以降に郵送又は定例会等において配付予定です。

【問合せ先】

総務課 庶務係 担当：岩田・渡部・城所 電話：411-7007 FAX：324-5904

8 災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

情報提供

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくことなどの防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

つきましては、9月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【お配りする備蓄食料】

- (1) 保存パン 20 食入り 1,300 箱 (26,000 食) 程度
- (2) 水缶詰 24 本入り 5,800 箱 (139,200 本) 程度
- (3) おかゆ 20 食入り 2,700 箱 (54,000 食) 程度
- (4) クラッカー70 食入り 500 箱 (35,000 食) 程度
- (5) ビスケット 100 食入り 700 箱 (70,000 食) 程度

※申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶、おかゆは最大 25 箱まで、クラッカー、ビスケットは最大 10 箱まで申込可能です。

【対象】

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※民間企業及び個人は対象外とさせていただきます。

【申込期間】

令和5年9月25日（月）から10月15日（日）まで

【申込方法】

横浜市電子申請・届出サービス

※詳細は添付資料をご確認ください。

【問合せ先】

総務課 防災担当：立川・加藤 電話：411-7004 FAX：324-5904

9 窓ガラス飛散防止フィルム設置事業補助金について

情報提供

窓ガラス飛散防止フィルム設置事業補助金の申請要件の変更及び申請期間の延長についてご案内します。

つきましては、9月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【対象者】

- ① 神奈川区防災アドバイザー相談会に参加いただいた方
- ② 指定の防災啓発に関係する動画を視聴した方
- ③ 神奈川区防災アドバイザー（横浜市建築士事務所協会）の防災講演を受講した方（講演料が発生する場合は、神奈川区共助推進事業補助金の対象になります。）

※①～③の要件は、神奈川区在住の方が対象です。

【申請期間】

令和6年1月31日（水）まで

【問合せ先】

総務課 防災担当：奥田・加藤 電話：411-7004 FAX：324-5904

10 「みんなで備える防災のススメ」の開催について

情報提供

この度、神奈川区役所において自治会・町内会等の役員や防災担当の方を対象に、神奈川区の地震火災の被害想定や市で設置している地震火災対策に関する各種補助制度をまとめて紹介するセミナーを開催します。また、セミナー後半には、ご希望の方を対象とした個別相談会を実施します。

今年は関東大震災から100年目です。ぜひ補助制度等をご活用いただき、自治会・町内会における更なる防災力の向上のきっかけにしてください。

つきましては、9月の配送便にてチラシと申込書を送付いたします。各会3部同封しますので、役員や防災担当の方へご共有をお願いします。

【概要】

- ◇日 時 令和5年11月3日（金・祝） 10:00～12:00
- ◇場 所 神奈川区役所 5階大会議室
- ◇申込方法 郵送・FAX・電子申請
- ◇申 込 先 下記【問合せ先】いずれかにご提出ください。

【問合せ先】

- 総務課 防災担当：奥田・河合 電話：411-7004 FAX：324-5904
- 区政推進課 担当：佐藤・鈴木 電話：411-7028 FAX：314-8890

11 緊急時情報受伝達システムの発信訓練の結果について （報告）

情報提供

神奈川区では、避難指示などの情報を一斉にお知らせする「緊急時情報受伝達システム」を令和2年度より運用しています。

つきましては、9月の配送便にて各自治会町内会長様あてに令和5年7月28日に実施した発信訓練の結果をお送りいたします。

なお、緊急時情報受伝達システムの新規登録、登録内容の変更を、期限を設けずに受け付けることについても報告いたします。

【問合せ先】

- 総務課 防災担当：奥田・西山 電話：411-7008 FAX：324-5904

12 第3期健康横浜21 素案のパブリックコメントの実施について

市民意見
募 集

令和6年度に開始する「第3期健康横浜21」の素案がまとまりました。作成した素案に対して、市民の皆様からのご意見をいただきたくパブリックコメントを実施します。

主な周知方法につきましては、地域の関係機関・団体への説明をはじめ、市ウェブサイトでの公表、広報よこはま10月号への掲載、市役所・区役所でのリーフレット等の配布を行います。

つきましては、9月の配送便にて参考までに各自治会町内会長様あて関係資料を1部お送りいたします。

【概 要】

◇募集期間：令和5年9月27日（水）～令和5年10月27日（金）

◇募集方法：電子申請システム、電子メール、FAX、素案又はリーフレットに印刷されたハガキ

【問合せ先】

福祉保健課 健康づくり係 担当：中山・松田・砂子 電話：411-7138 FAX：316-7877

13 初心者向けスマホ講座の実施について

情報提供

初心者向けの「スマホ講座」を行います。

つきましては、9月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

◇開催日程・会場

別紙資料記載のとおり

◇申込方法

令和5年11月7日（火）までにFAXまたはEメールでご連絡ください。

◇内容

電話のかけ方、メールの送受信、LINEの使い方など

◇参加費用

無料

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

メール：kq-chishin@city.yokohama.jp

14 区民活動支援センター事業「花活講座」参加者募集チラシについて

掲出依頼

このたび、神奈川区区民活動支援センター登録団体との共催により、地域活動のきっかけづくりを目的とした事業、「1本のバラからはじめる花活講座」を開催します。

つきましては、9月の配送便にて、事業チラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

地域振興課 担当：宮本・佐井 電話：411-7092 FAX：323-2502

15 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまくらしナビ」10月号を9月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・中川 電話：671-2584 FAX：664-9533

16 令和5年度神奈川区スポーツ協会臨時総会の結果報告について

結果報告

令和5年度神奈川区スポーツ協会の臨時総会については、書面での開催とし、賛助会員である各自治会町内会長様へ8月25日(金)締切で反対意見等ある場合はご連絡いただくよう依頼いたしました。

議案については、全会一致により賛成、可決されましたので、9月の配送便にて各自治会町内会長様あてに総会の結果報告書をお送りいたします。

【問合せ先】

神奈川区スポーツ協会事務局（地域振興課） 担当：宮本・小林
電話：411-7093 FAX：323-2502

17 神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会の今後のあり方に関する各自治会町内会の意向確認について

回答依頼

交通部連絡委員会の設立より半世紀となる節目の50年が経過し、社会情勢や地域の交通環境の変化、自治会町内会の負担軽減、区が担う事務の適正化など、設立当時と比較し、様々な状況に大きな変化が生じている中、今後も確実に地域での交通安全活動を続けてゆくため、地区での交通安全活動を担う交通部連絡委員会を今後も存続させることへの是非について、各自治会町内会の意向を確認します。

つきましては、9月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料をお送りいたしますので、ご回答くださいますようお願いいたします。

【回答締切】

令和5年10月27日（金）

【問合せ先】

神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会事務局（地域振興課）

担当：佐藤・太田 電話：411-7091 FAX：323-2502

神区団共発第 25 号
令和 5 年 9 月 19 日

自治会町内会長 様

神奈川県共同募金会横浜市神奈川区支会
支会長 河 原 史 郎

令和 5 年度 共同募金運動の実施および実施要項・封筒等の郵送について（お願い）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年も共同募金運動の実施が近づいてまいりました。

例年、共同募金運動においては自治会町内会のみなさまに多大なるご理解とご協力をいただき、心より感謝いたします。

本年も大変恐縮ではございますが、昨年同様、共同募金運動に格別なるご配慮、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、共同募金関係資材（実施要項・募金用封筒・ポスター・払込用紙等）を同封いたしましたのでお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、今年度も引き続き新型コロナウイルス感染防止を図りながらの活動となるため、活動期間を延長し 10 月 1 日から 3 月 31 日までとさせていただきますので、ご協力お願いいたします。

神奈川県共同募金会横浜市神奈川区支会では、硬貨取扱手数料、送金手数料等が免除となる口座を開設しました。同封した専用の払込用紙（青）を使用し、ゆうちょ銀行の窓口で振込手続きをされた場合に限り、手数料が免除されますのでご活用ください。（ATM ではご利用いただけませんのでご留意ください）

【事務局】

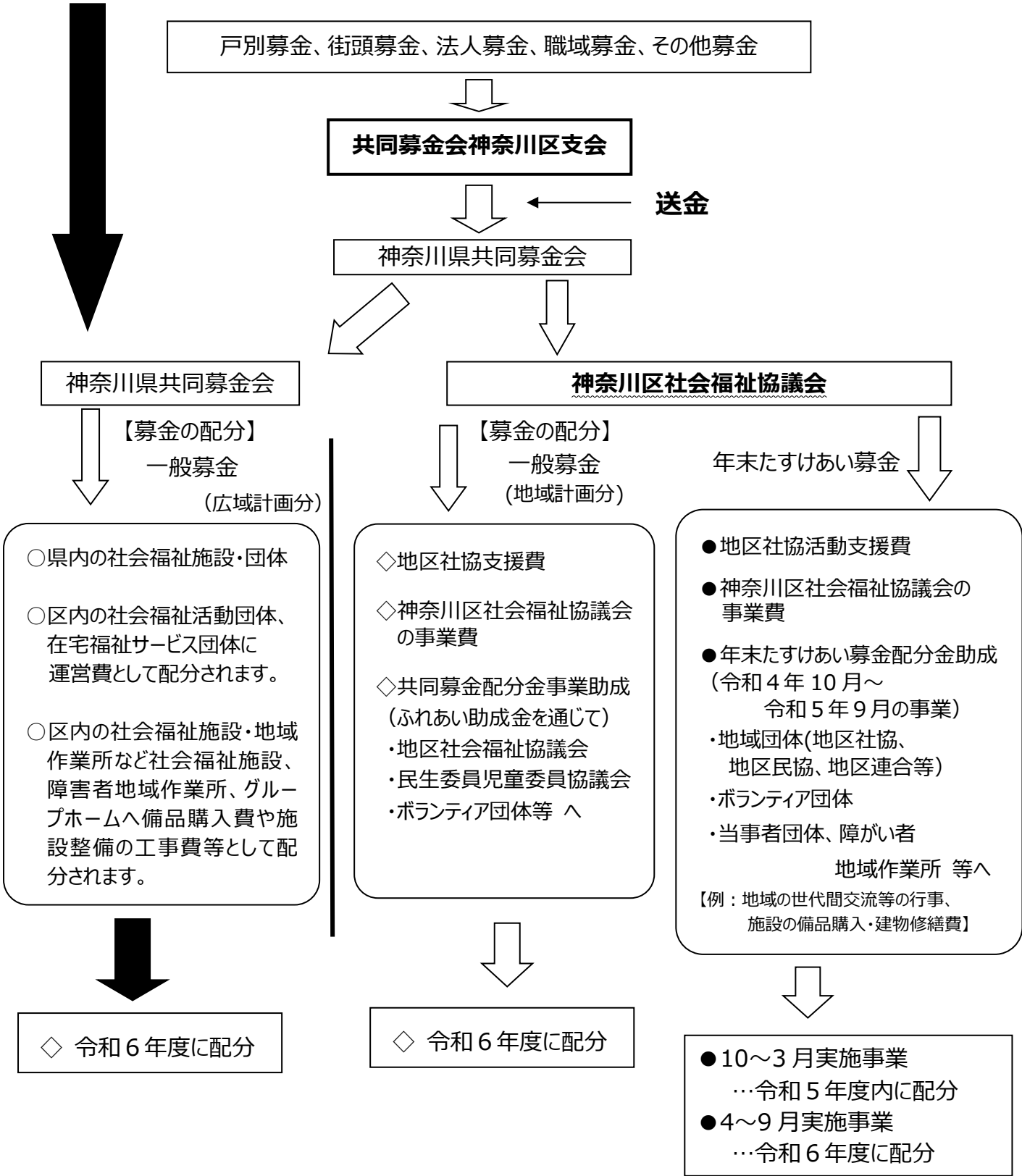
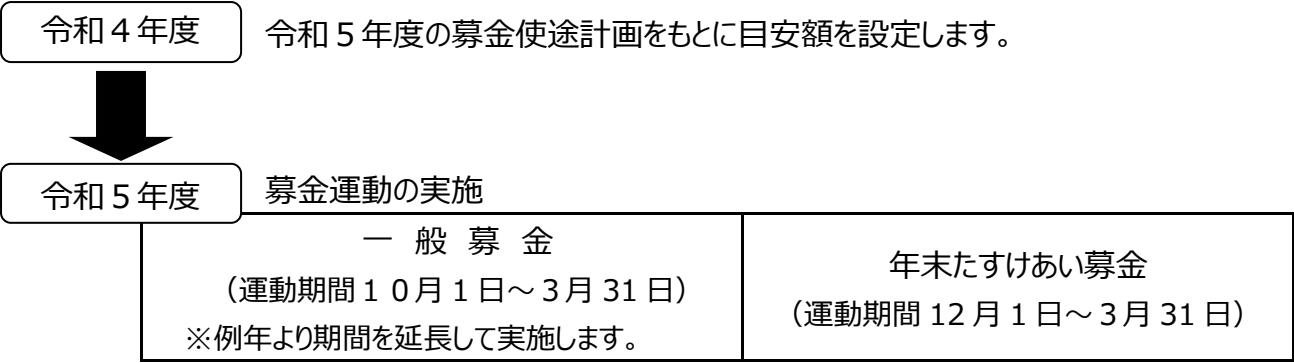
共同募金会神奈川区支会（神奈川区社会福祉協議会内）

担 当：米本・白石・井野

住 所：〒221-0825 神奈川区反町 1－8－4

電 話：3 1 1－2 0 1 4 ／ F A X：3 1 3－2 4 2 0

共同募金の流れ



各自治会町内会長 様

医療局 健康安全課
ワクチン接種調整等担当課長

新型コロナワクチン「令和5年秋開始接種」の開始について

令和5年9月20日（水）から新型コロナワクチン接種「令和5年秋開始接種」が始まりますので、お知らせします。

1 実施期間

令和5年9月20日（水）～令和6年3月31日（日）

2 接種費用

無料（自己負担なし）

3 接種対象者

初回接種を完了した生後6か月以上の方

※ 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※ 接種間隔は、前回接種から3か月以上

4 使用ワクチン

オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社、モデルナ社）^{（※）}など

※ 現在の流行主流株に対応した新しいワクチンです。

5 接種場所

市内医療機関約1,700か所及び臨時集団接種会場（横浜市役所内）1か所

6 接種券

令和5年5月8日以降に追加接種（3回目以降の接種）を

受けた方	令和5年9月11日（月）から新しい接種券を順次発送します。
受けていない方	お手元の接種券を使用して接種ができます。

※ 接種券を紛失・破棄した場合について

市ウェブページから再発行申請するか、ワクチン接種コールセンター（TEL0120-045-070）にお問合せください。

※ 初回接種を完了した生後6か月～4歳の方は、令和5年10月2日（月）から新しい接種券を順次発送します。

裏面あり

7 予約方法

医療機関ごとに予約方法が異なります。

(1) 医療機関への直接予約

(2) 市の予約システム (Web・LINE)、予約コールセンターを利用した予約

※ インターネットでの予約が困難な方を対象に、市内郵便局や区役所ワクチン相談員による予約代行を実施します。

※ 耳の不自由な方でインターネットでの予約が困難な方を対象に、FAX 予約を実施します。

8 予約開始日 (医療機関へ直接予約する場合を除く)

対象	受付開始日時
高齢者 (65 歳以上の方)、基礎疾患のある方等 (5 ~ 64 歳) ※ 予防接種法の努力義務が適用される方	令和 5 年 9 月 13 日 (水) 午前 9 時 ~
上記対象に該当しない方	令和 5 年 9 月 19 日 (火) 午前 9 時 ~

【添付資料】

「新型コロナウイルス ワクチン NEWS No. 21」

(令和 5 年 8 月 25 日発行)

お問合せ先
【ワクチン接種全般について】 横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター Tel : 0120-045-070 【本資料について】 医療局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当 Tel : 045-671-4841

ワクチンNEWS No.21

令和5年8月22日現在、国から示された方針等に基づき作成しています。

秋開始接種が始まります 9月20日～3月31日



無料で受けられます



対象者

初回接種を完了した生後**6**か月以上の方

※初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※接種間隔は、前回接種から3か月以上

使用ワクチン

オミクロン株(XBB.1.5)対応ワクチン(ファイザー社・モデルナ社)^(※)など

Point

※ 流行主流株に対応した新しいワクチンです

接種場所

市内医療機関



接種できる
医療機関の
検索はこちら

接種券

5/8以降に追加接種(3回目以降の接種)を

・受けた方 ————— 9月11日(月)から順次発送

・受けていない方 —— お手元の接種券を使用

紛失した方
は裏面参照

予約方法

医療機関ごとに予約方法が異なります

① 医療機関への直接予約

② 市の予約システム・コールセンターを利用した予約

※ 区役所等で予約代行を実施しています(②で予約できる医療機関のみ)

予約開始日

※医療機関へ
直接予約をする
場合を除く

対象

受付開始日時

- ・ 高齢者(65歳以上の方)
- ・ 基礎疾患のある方等(5～64歳)
- ・ 上記対象に該当しない方

9月13日(水)午前9時

9月19日(火)午前9時

乳幼児（生後6か月～4歳）の追加接種が始まります

対象者 初回接種（1～3回目接種）を完了した方

接種間隔 前回接種から3か月以上

使用ワクチン オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社）
※ 乳幼児用

接種券 10月2日（月）から対象者へ順次発送
※ 接種券が届き次第、予約できます



乳幼児接種
のページは
こちら

初回接種で使用するワクチンが変わります

9月20日（水）以降に初回接種を受ける方には、オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社）を使用します。

詳細は、横浜市ウェブサイト「新型コロナワクチン（特設ページ）」をご確認ください。



接種券を紛失・破損した方

市ウェブページから再発行申請するか、
ワクチン接種コールセンター（0120-045-070）
にお問合せください。

再発行申請はこちら



春開始接種が終了します

春開始接種（対象者限定）は、9月19日（火）
で終了します。接種を希望の方は、早めの
予約をご検討ください。



横浜市 新型コロナワクチン接種コールセンター

予約 ☎ 0120-045-112 📠 045-550-4226 （耳の不自由な方専用）

問合せ ☎ 0120-045-070 📠 050-3588-7191 （耳の不自由な方専用）

受付時間 予約・一般的なご相談 ————— 毎日9時～19時
小児・乳幼児接種に関するご相談 ————— 毎日9時～18時

対応言語 English、中文、한국어、Tiếng việt、
नेपाली、Português、Español、日本語

※ 11月以降、コールセンターの受付曜日・受付時間を変更する可能性があります。 ※ おかけ間違いにご注意ください。

最新情報は
こちら

横浜市ウェブサイト
新型コロナワクチン（特設ページ）
横浜市 ワクチン接種 🔍



令和 5 年 9 月 19 日

自治会町内会長 様

横浜マラソン組織委員会事務局次長

「横浜マラソン 2023」開催に伴う交通規制のお知らせについて

平素より、皆様には横浜マラソン開催に関し多大なるご尽力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

さて「横浜マラソン 2023」は 10 月 29 日（日）の開催に向けて、安全、安心な大会運営を行うために準備を進めておりますが、実施にあたり、沿道周辺で交通規制を実施させていただく予定です。

つきましては、交通規制チラシを作成いたしましたので、交通規制に関してのご理解・ご協力と、自治会町内会掲示板への掲出に関してのご協力をよろしくお願いいたします。

1 交通規制日時（コース全般）

令和 5 年 10 月 29 日（日） 6 時 30 分ごろから 15 時 30 分ごろまで

2 各所の交通規制時間

別紙「横浜マラソン 2023 開催に伴う交通規制のお知らせ」チラシのとおり

3 交通規制に関する問い合わせ先

横浜マラソン交通規制コールセンター 電話番号 045-330-3051

受付時間 ①10/1～10/15 平日のみ 9:00～17:00

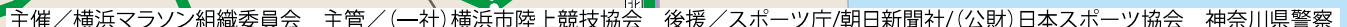
②10/16～10/28 毎 日 9:00～17:00

③10/29 大会当日 4:00～16:00

担当 横浜マラソン組織委員会事務局 今井

電話:226-5036 FAX:226-5037

Email: imai@yokohamamarathon.jp



プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について

1 趣旨

温室効果ガスを削減するために、現在燃やすごみとして焼却処理している、プラスチック製品を新たに分別収集します。

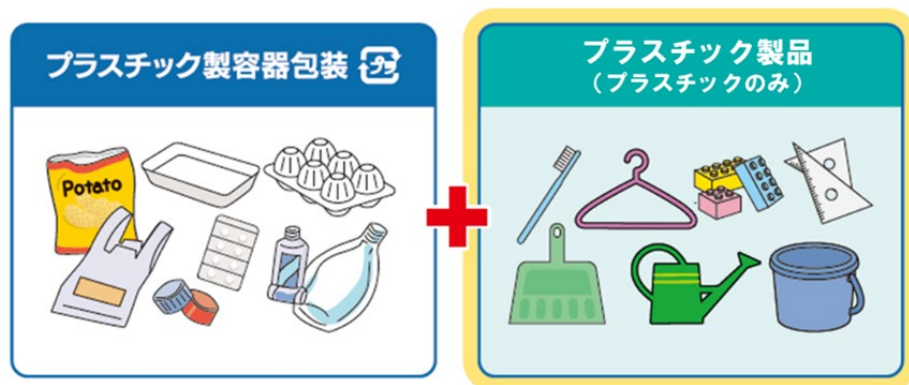
2 新たに分別収集するプラスチック製品

ハンガーやバケツなど、プラスチックのみでできた製品

(※金属などとの複合素材や合成繊維や合成ゴムなどは、引き続き燃やすごみ)

3 排出方法

既に分別していただいている、プラスチック製容器包装と同じ袋で、排出していただきます(週1回収集)。



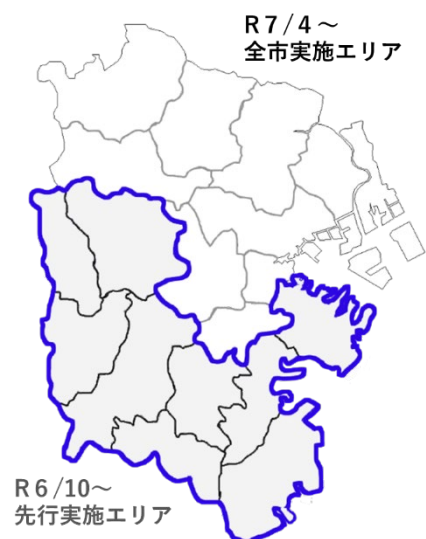
『プラスチック資源』として分別区分を新設
【プラスチック製容器包装とプラスチック製品】

4 開始時期

令和 6 年 10 月 先行実施

令和 7 年 4 月 全市実施

令和6年 10 月 先行実施		
中区	港南区	旭区
磯子区	金沢区	戸塚区
栄区	泉区	瀬谷区
令和7年 4 月 全市実施		
鶴見区	神奈川区	西区
南区	保土ヶ谷区	港北区
緑区	青葉区	都筑区



5 今後の予定

新たに分別収集するプラスチック製品の具体的な例を記載したチラシなどを製作し、十分な時間をかけて、丁寧に皆様に周知していきます。

6 その他

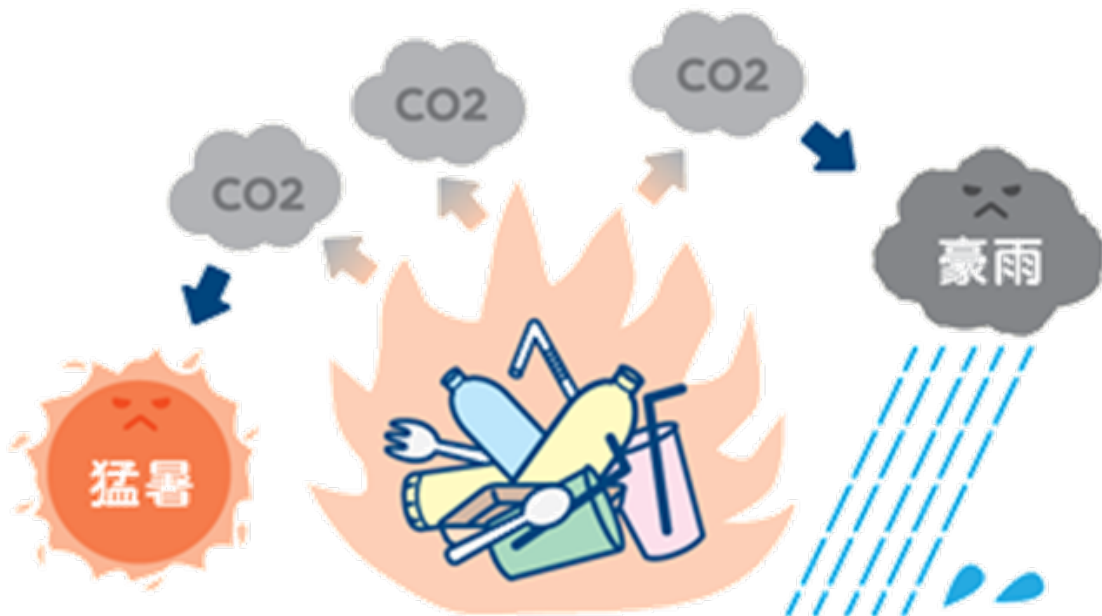
現在、本件を盛り込んだ「新たな一般廃棄物処理基本計画」の策定を進めており、計画策定に向けたパブリックコメントにて市民意見募集を予定しています。詳細は改めてお知らせいたします。

【参考①】 プラスチック資源の分別・リサイクルの流れ



【参考②】 地球温暖化とプラスチックを取り巻く状況

- 地球温暖化は、災害級の猛暑や記録的豪雨など、地球規模の気候変動を引き起こすとされています。
- プラスチックは燃やすと、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（CO₂）を多く発生します。



燃やすごみからプラスチックを減らすことが「温室効果ガスの削減」につながります

【お問合せ先】 資源循環局神奈川事務所

電話：441-0871 / FAX：441-5938

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

※ 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大25箱まで、クラッカー、ビスケットは最大10箱まで申込可能です。

① 保存パン 1,300 箱（26,000 食）程度

【参考】

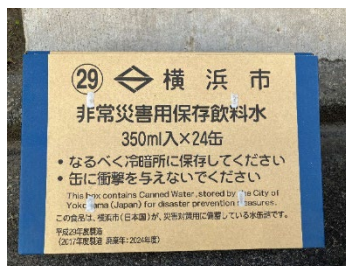
- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2024年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約2kg



② 水缶詰 5,800 箱（139,200 本）程度

【参考】

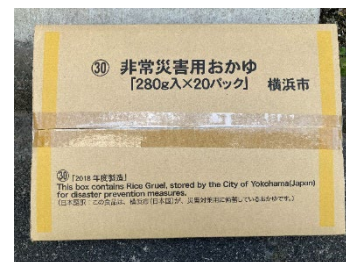
- ・ 1箱当たりの本数：24本
- ・ 賞味期限：2024年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
27cm×40cm×13cm／約8kg



③ おかゆ 2,700 箱（54,000 食）程度

【参考】

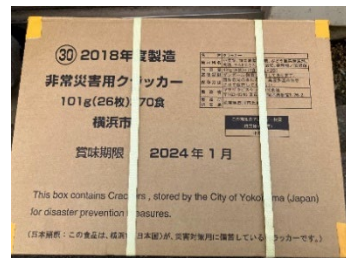
- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2024年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約5kg



④ クラッカー 500 箱（35,000 食）程度

【参考】

- ・ 1箱当たりの食数：70食
- ・ 賞味期限：2024年1月または2月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
26cm×50cm×37cm／約7kg



⑤ ビスケット 700 箱（70,000 食）程度

【参考】

- ・ 1箱当たりの食数：100食
- ・ 賞味期限：2024年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
24cm×39cm×28cm／約5kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人は対象外とさせていただきます。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和5年9月25日（月）～令和5年10月15日（日）

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。下記の【URL】または【二次元コード】よりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c3b508f9-5079-4fa6-9c8d-deae9bfa9c52/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

📄 申請の完了

サンプル

令和5年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）については、**令和5年10月31日（火）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表いたします。**

抽選結果の確認には、申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、以下の【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



(4) 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大 25 箱まで、クラッカー、ビスケットは最大 10 箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄品の配送は行っていないので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申し込んだ各団体様で処分をお願いします。

4 備蓄食料の配布場所

神奈川区の方は、入船公園方面備蓄庫（鶴見区弁天町3-1）で配布予定

各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイト※に掲載しています。

※前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

5 備蓄食料の配布時期

令和5年11月20日（月） ① 10:00～12:00 ② 14:00～16:00

令和5年11月21日（火） ③ 10:00～12:00 ④ 14:00～16:00

令和5年11月22日（水） ⑤ 10:00～12:00 ⑥ 14:00～16:00

令和5年11月27日（月） ⑦ 10:00～12:00 ⑧ 14:00～16:00

令和5年11月28日（火） ⑨ 10:00～12:00 ⑩ 14:00～16:00

※①～⑩の候補のうち、第三希望まで選択の上、申請していただきます。

6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 （電話）045-671-2011

9月1日(金)から

窓ガラス飛散防止フィルム設置事業補助金の申請がしやすくなりました！

【対象者】

次のいずれかに該当する神奈川区在住の方（先着30名）

① 神奈川区防災アドバイザー相談会に参加した方

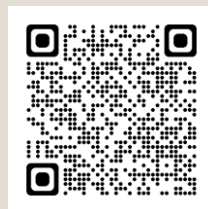
令和5年9月28日（木）10時から12時まで イオンスタイル東神奈川にて実施予定

② 指定の防災啓発に関する動画を視聴した方

動画は窓ガラス飛散防止フィルムの設置補助に関するHPに掲載しています。

神奈川区 窓ガラス飛散防止フィルム **検索**

右の二次元コードからもアクセスできます。



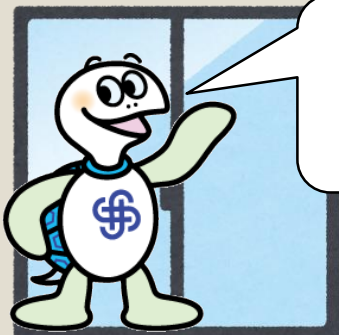
【二次元コード】

③ 神奈川区防災アドバイザー（横浜市建築士事務所協会）の防災講演を受講した方

町の防災組織で、横浜市建築士事務所協会の方を講師に招いて講演会を依頼することも可能です。その場合は、神奈川区共助推進事業補助金の対象になります。区役所総務課防災担当へご連絡いただければ横浜市建築士事務所協会の方をご紹介します。

【申請期間】

令和6年1月31日（水）まで



その他、ご不明な点がございましたら総務課防災担当までお問い合わせください。
また、事業内容は上記②のHPにも記載していますので、そちらもご参照ください。

お問い合わせ先
神奈川区役所総務課 防災担当
TEL：045-411-7004

申込締切 10月20日(金)

自治会・町内会等の
役員や防災担当向け

古い建物などが密集する市内の対象地域では
地震火災で4軒に1軒が焼失する
可能性があります！

地震火災に備える
補助制度をまるっと紹介



みんなで備える防災のススメ

神奈川区の地震火災の被害想定や横浜市中で設置している地震火災に関する各種補助制度をまとめて紹介します！セミナー後には補助制度の個別相談会も行います。

場所
日時

区役所5階大会議室 定員50名(事前申込制)

11月3日(金・祝) 10:00~12:00

内容

- 1 横浜市の地震火災対策と神奈川区の被害想定
- 2 個人で備える地震火災対策
(住宅用火災警報器、感震ブレーカー、建築物不燃化推進、防災ベッド・耐震シェルターなど)
- 3 地域で備える地震火災対策
(初期消火器具、身近なまちの防災施設(防災倉庫・防災広場等)、共助推進、防災マップなど)
- 4 補助制度の個別相談会(希望がある方のみ)

説明予定：都市整備局防災まちづくり推進課、総務局地域防災課、建築局建築防災課、
神奈川消防署、神奈川区総務課

本セミナーで説明する補助制度のうち、**地震火災対策の対象地域(※)外**で利用できる補助制度は、「住宅用火災警報器」、「防災ベッド等」、「共助推進」となります。あらかじめご了承ください。

※地震火災対策の対象地域

地震火災による被害が集中することが想定されるとして、横浜市中が地震火災対策計画にて設定したエリア。重点対策地域(不燃化推進地域)と対策地域で構成される。

対象の町丁目はコチラ



お申込は
二次元コードから申請
もしくは
別紙参加申込書の提出



申込用
二次元コード

問合せ：神奈川区役所 総務課・区政推進課

みんなで備える防災のススメ 参加申込書

セミナーにご参加を希望される方は、必要事項をご記入のうえ
下記担当いずれかに郵送またはFAXでご提出をお願いします。
また、二次元コードからオンライン申請も可能です。

自治会 町内会名	代表者お名前 ・役職	代表者 メールアドレス	代表者 電話番号	参加人数 (代表含む)

個別相談 参加希望	相談したい補助内容	
あり	①住宅用火災警報器の取付け支援 ②感震ブレーカー等の設置・取付け支援 ③建築物の不燃化推進事業補助 (建物の解体や建替えへの補助) ④防災ベッド等の設置 ⑤初期消火器具の整備 (スタンドパイプや消防用ホース等)	番号 _____
なし	⑥身近なまちの防災施設の整備 (防災倉庫や防災広場、雨水タンク等) ⑦神奈川区共助推進事業補助 ⑧防災マップの作成支援	相談内容(具体的にあれば)

区役所5階大会議室 定員50名(事前申込制)

11月3日(金・祝) 10:00~12:00

※参加人数をご記載の上、代表者の方がご申請ください。

定員に達し、参加が難しい場合のみご連絡します。

個別相談は各団体につき、原則1つとしますが、当日の空き状況により複数の相談ができる可能性があります。

オンライン申請
はこちらから



提出先

〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所

総務課

担当:奥田 河合

電話:411-7004

FAX:324-5904

区政推進課 担当:佐藤 鈴木

申込締切 10月20日(金)

電話:411-7028

FAX:314-8890

神 総 第 1058 号
令和 5 年 9 月 19 日

神奈川区自治会・町内会長 各位

神 奈 川 区 総 務 課 長 茨 志麻

緊急時情報受伝達システムの発信訓練の結果について（報告）

初秋の候 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から神奈川区の防災につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 5 年 7 月 28 日に実施した発信訓練の集計結果について次のとおりご報告いたします。

1 訓練結果

	発信時間	発信数※ 1	発信確認数※ 2
電話又はメールの少なくとも どちらか一方で回答した人	14 時 00 分	496 名	219 名（回答率）44.2%
電話で回答した人	14 時 00 分	485 名	156 名（回答率）32.2%
メールで回答した人	14 時 00 分	296 名	91 名（回答率）30.7%

※ 1 令和 5 年 7 月 28 日の訓練において情報の発信が完了した数

※ 2 電話においてプッシュ操作「1」（確認できた方）を押した数又はメールに記載されていた URL
を押した数

2 その他

- （1）緊急時情報受伝達システム変更用紙を提出したにも関わらず、今回実施した訓練で電話やメールが届いていない場合は担当まで個別にご連絡ください。
- （2）緊急時情報受伝達システムの新規登録、登録内容変更がありましたら、ホームページ又は次の電子申請システムの二次元コードから変更を行えます。



電子申請システム二次元コード

担当 神奈川区総務課 奥田、西山

電話 045 - 411 - 7008

F A X 045 - 324 - 5904

第 3 期健康横浜 2 1 素案のパブリックコメントの実施について

市民の皆様の健康づくりに関する計画である「第 3 期健康横浜 2 1 ～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～」の素案がまとまりましたので、御報告します。

素案については、市民の皆様からの御意見を伺うために、次のとおりパブリックコメントを実施します。

今後は、市民の皆様からいただいた御意見を踏まえ、最終案の検討を進め、令和 6 年 3 月に計画を策定する予定です。

1 第 3 期健康横浜 2 1 素案の概要

生活習慣病の予防を中心とした、横浜市における総合的な健康づくりの指針です。

基本目標に「健康寿命の延伸」、基本理念として「共に取り組む生涯を通じた健康づくり」を掲げており、ライフステージ別に市民の皆様に取り組んでいただきたい行動目標を設定し、目標達成に向けて市民の皆様、関係機関・団体、行政がともに取り組む内容をまとめました。

ライフステージ	育ち・学びの世代 (乳幼児期～青年期)			働き・子育て世代 (成人・壮年期)		稔りの世代 (高齢期)	
	乳幼児期 (0～6歳)	学齢期 (7～15歳)	青年期 (16～22歳頃)	成人期 (20～39歳)	壮年期 (40～64歳)	高齢前期 (65～74歳)	高齢後期 (75歳～)

＜例＞【取組テーマ】栄養・食生活

■市民の行動目標：1 日 3 食、栄養バランスよく食べる

■取組内容：学校、保育所等での給食等を通じた食育の実践や、性別・年代別の特性を踏まえた栄養バランスや適正体重維持の啓発を行います。

2 パブリックコメントの実施

(1) 実施期間

令和 5 年 9 月 27 日（水）～10 月 27 日（金）

(2) 主な周知方法

ア 地域の関係機関・団体への説明（9 月～10 月）

イ 市ウェブサイトへの掲載（9 月中旬）

ウ 広報よこはま市版 はま情報（10 月号）

エ 市役所・区役所でのパブリックコメント用リーフレット等の配布

(3) 意見提出方法

電子申請、電子メール、ファクシミリ、郵送

【添付資料】

・第 3 期健康横浜 2 1 素案パブリックコメント用リーフレット

（担当）神奈川区役所福祉保健課 中山、松田、砂子

電話：411-7138 FAX：316-7877 Eメール：kg-kenkou@city.yokohama.jp

第3期健康横浜21(素案) 全文の閲覧方法

▶ 第3期健康横浜21(素案)の全文は、横浜市健康福祉局健康推進課ホームページからご覧いただけます。

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenkozukuri/21/naiyo/3rd/soan.html>

第3期健康横浜21(素案) 🔍



▶ 次の場所で、第3期健康横浜21(素案)の全文を冊子でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター(横浜市庁舎3階)
- 横浜市健康福祉局健康推進課(横浜市庁舎15階)

御意見の募集期間

令和5年9月27日(水)～10月27日(金)

いずれかの方法で、御意見をお寄せください。

- 1 市電子申請・届出システム入力フォーム
- 2 Eメール kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp
- 3 FAX 045-663-4469
- 4 ハガキ 下のハガキを切り取って御利用ください。
切手は不要です。(10月27日 消印有効)



市電子申請・届出システム
入力フォームはこちらから

2 Eメール、3 FAXの場合は、
件名に「第3期健康横浜21意見」と
明記してください。



郵便はがき

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

9352

差出有効期間
令和5年11月
15日まで
(郵便切手不要)

横浜市中区本町6-50-10
横浜市健康福祉局健康推進課
健康横浜21担当 行

キリトリ線

【注意事項】

- いただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。また、個人情報を除き、いただいた御意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。御意見への個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- 御意見を正確に把握するため、電話や口頭による御意見は受け付けておりません。
- 御意見の提出に伴い取得したEメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本件に関する業務にのみ利用させていただきます。

お問合せ

横浜市健康福祉局健康推進課

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL: 045-671-2454 FAX: 045-663-4469

✉ kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

令和5年9月発行

皆様の御意見をお寄せください

募集期間

令和5年 9月27日(水)～
10月27日(金)

第3期

パブリックコメント

健康横浜21〈素案〉

～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～



第3期 健康横浜21とは 計画期間 令和6年度(2024年度)～令和17年度(2035年度)の12年間

横浜市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病の予防を中心とした、総合的な健康づくりの指針です。健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」を軸に、関連する分野の計画として、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づく「歯科口腔保健推進計画」、食育基本法に基づく「食育推進計画」の3つの計画を一体的に策定します。

基本理念 「共に取り組む生涯を通じた健康づくり」

乳幼児期から高齢期まで継続した生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりに、市民、関係機関・団体、行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指します。

◆：新規又は拡充

取組領域	取組テーマ
生活習慣の改善に向けた取組	栄養・食生活
	歯・口腔
	喫煙
	◆ 飲酒
	運動
生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組	休養・こころ
	◆ 暮らしの備え
	健康診査
	がん検診
	◆ 歯科健診
	◆ 糖尿病等の疾患

— 市民の皆様に取り組んでいただきたいこと — ライフステージ別の市民の行動目標

 育ち・学びの世代 		 働き・子育て世代 		 稔りの世代 	
1日3食、栄養バランスよく食べる					
	適正体重を維持する				
しっかり噛んで食後は歯みがき	「口から食べる」を維持する				
タバコの害を学ぶ・吸い始めない	禁煙にチャレンジ				
飲酒のリスクを学ぶ・飲み始めない	適度な飲酒量を知る・「飲み過ぎない」を心がける				
体を動かすことを楽しむ	日常の中で「こまめに」動く				
	定期的に「しっかり」運動する				
早寝・早起き、ぐっすり睡眠	睡眠の質を高める・ストレスに気づき、対処する				
	つながりを大切にする				
	自然災害等の「もしも」の健康リスクに備える				
		屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ			
		1年に1回、健診を受ける			
		定期的にかん検診を受ける			
	定期的に歯のチェック				
		検査結果に応じた生活習慣の改善・早期受診・治療継続			

取組領域	取組テーマ
新たに設定 健康に望ましい 行動を取りやすくする 環境づくり	◆ 食環境づくり
	◆ 給食施設の栄養管理
	◆ 受動喫煙防止対策
	◆ 職場における健康づくり

— 市民の皆様を取り巻く環境へのアプローチ — 環境づくりの目標

健康への関心の有無にかかわらず、誰もが栄養バランスのよい食事を選択できる食環境を、食品関連事業者等と連携し整える
給食施設がその利用者を対象に、食事の提供を通して、健康の保持増進、疾病の予防、望ましい食習慣の形成を行うことができる環境を整える
あらゆる場において市民が受動喫煙をする機会を減らす
健康経営に取り組む事業所を増やす 健康経営の取組により従業員の健康状態が改善したと感じる事業所を増やす

■ 市民の皆様の健康づくりを支えるために、行政が中心となって関係機関・団体の皆様とともに重点的に推進する取組

将来を見据えた健康づくりの強化				自然に健康になれる環境づくり		デジタル技術等の更なる活用	誰も取り残さない健康支援		地域人材の育成／活動支援
職場を通じた健康づくり	女性の健康づくり応援	青年期からの意識啓発	健康を守る暮らしの備え	食環境づくり	禁煙支援・受動喫煙防止	健康状態の見える化と行動変容の促進	糖尿病等の重症化予防	健康格差を広げない取組	地域のつながりで行う健康づくり

歯科口腔保健の推進（歯科口腔保健推進計画）
生涯を自分の歯で過ごし、健康を維持していくために「生涯を通じて食事や会話ができる」を基本目標とし、それを実現するため、歯科口腔保健にかかる健康行動の中から、2つの行動目標を設定します。

行動目標1
むし歯・歯周病を予防する

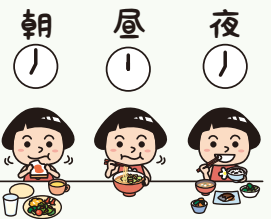
行動目標2
口腔機能の健全な発育・発達・維持向上に努める



食育の推進（食育推進計画）

「『食』を通して健康と豊かな人間性を育み、活力ある横浜を創る」を基本理念とし、それを実現するため、2つの基本目標を設定します。

基本目標1
おいしく楽しい「食」や食環境づくりの推進が、市民一人ひとりの生涯を通じた健康を支える（健康増進の視点）



基本目標2
食の多様性や横浜らしい食文化を継承し、食に関する持続可能な環境を整える（社会・環境・食文化・食の安全の視点）



第3期 健康横浜21（素案）について
自由に御意見をお寄せください。

✂
キリトリ線

令和5年9月19日

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

初心者向けスマホ講座の実施について（案内）

日頃から区政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「スマホ講座」を次のとおり実施しますので、参加を希望される場合は、別紙により令和5年11月7日（火）までに担当宛にファックスまたはEメールにてご連絡くださいますようお願いいたします。

1 開催日時・会場

	開催日	開催時間	会場（神奈川区役所）
第1回	令和5年11月24日（金）	10：00～12：10	本館2階中会議室
第2回	令和5年11月27日（月）	10：00～12：10	本館 B1 階 機能訓練室
第3回	令和5年12月1日（金）	10：00～12：10	本館 B1 階 機能訓練室
第4回	令和5年12月7日（木）	13：30～15：40	本館2階中会議室
第5回	令和5年12月13日（水）	13：30～15：40	本館2階中会議室
第6回	令和5年12月14日（木）	13：30～15：40	本館2階中会議室

※全日程とも講座内容は同じです。ご都合の良い日程にお申込みください。

2 対象

自治会町内会・地区連合町内会会長や会計担当の方等

（応募多数の場合、各自治会町内会で2名までとし、抽選にて参加者を決定します。）

3 内容

電話のかけ方、メールの送受信、LINE の使い方など

4 参加費用

無料

【問合せ】

神奈川区地域振興課 小川、中村

電話：411-7086 FAX：323-2502

Eメール：kg-chishin@city.yokohama.jp

総務省デジタル活用支援推進事業
初心者向けスマートフォン講座

～これから始める、たのしいスマホ！～

こんな方へ・・・

- ・まだスマホをお持ちでない方
- ・便利な活用の仕方を学びたい方
- ・お友達やご家族とのコミュニケーションを楽しみたい方



★参加無料 ★各回定員 20 名(応募多数の場合は抽選)

【講座の内容】

電話のかけ方、メールの送受信、LINE の使い方など

【日程・会場】

- ① 11月24日(金曜日) 10:00～12:10 神奈川区役所本館2階中会議室
- ② 11月27日(月曜日) 10:00～12:10 神奈川区役所本館 B1 階機能訓練室
- ③ 12月1日(金曜日) 10:00～12:10 神奈川区役所本館 B1 階機能訓練室
- ④ 12月7日(木曜日) 13:30～15:40 神奈川区役所本館2階中会議室
- ⑤ 12月13日(水曜日) 13:30～15:40 神奈川区役所本館2階中会議室
- ⑥ 12月14日(木曜日) 13:30～15:40 神奈川区役所本館2階中会議室

※全日程とも講座内容は同じです。ご都合の良い日程にお申込みください。

※応募多数の場合は各町会2名までとし、抽選を行います。

お申込み期間：2023年10月1日～11月7日

お申込み方法：FAX、Eメール

お申込み・お問合せ先：神奈川区役所地域振興課

TEL:045-411-7086／FAX:045-323-2502

Eメール：kg-chishin@city.yokohama.jp

申込書

自治会・町内会名		
参加者名		
参加希望日程	第一希望	
	第二希望	
連絡先		
住所		

10月1日(日)～

参加者募集開始

令和5年度 地域デビュー講座 神奈川区連絡会技術等講習会特別版

緑の推進団体による flower ミッション

1本のバラからはじめる



花活講座

お花が好き・花壇づくりが好きな人大募集！仲間と一緒に、お花できらめく素敵な街づくりにチャレンジしませんか。講座では、上手なバラの育て方を学び、また講座受講後、地域での園芸ボランティア活動に関するフォローも行います。ぜひご参加ください。

令和5年11月2日(木)

- 🌹 時間:13:30～15:30 (受付開始 13:00)
- 🌹 会場:三ツ沢公園 第1レストハウス 会議室(神奈川区三ツ沢西町3-1)
- 🌹 参加費:300円(当日集金します。お釣りのないようにご協力ください。)
- 🌹 持ち物:筆記用具
- 🌹 内容:①上手なバラの育て方 ^{はなかつ} ②花活(flowerミッション)のお話し
- 🌹 講師:堀内 良雄氏(三ツ沢公園 園地担当者)
- 🌹 定員:20名(先着順)
- 🌹 申込方法:①講座名タイトル(花活講座)②氏名(ふりがな)③電話番号(日中連絡のとれる番号)
④連絡先メールアドレスを明記のうえ、メール(宛先: mkg.renraku@gmail.com)で
お申込み下さい。

ミニバラの
プレゼント！



お手持ちのスマートフォン等で
左記の二次元コードを読み込むと、
メールの作成画面へと移ります。

- 🌹 申込締切:10月20日(金)17時
- 🌹 その他:申込締切日によらず定員に達した場合には申し込みを締め切ります。

参加者確定後、10月26日頃迄にお知らせいただいたアドレスに参加に関するご連絡をいたします。

- 🌹 問合せ先:よこはま緑の推進団体神奈川区連絡会

代表 小川(メール:mkg.renraku@gmail.com)

※場合により変更や中止になることがございます。

主催:よこはま緑の推進団体神奈川区連絡会

共催:神奈川区役所(神奈川区区民活動支援センター)

後援:横浜市緑の協会・スポーツ協会グループ 三ツ沢公園



GREEN×EXPO 2027

〈開催期間〉2027年3月19日(金)～9月26日(日)

〈会場〉旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区)

2027年に横浜で国際園芸博覧会が開催されます。
花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で
幸福感が深まる社会の創造を提案、横浜から明日に
向けた友好と平和のメッセージを発信します。



詳細はこちら

トイレ修理で高額請求!! 安い広告にだまされないで

トイレが詰まったので、慌ててネットで検索し「水回り修理320円～」という安価な事業者を呼んだ。

事業者は高圧洗浄・便器を外してのドリル工事・薬品投入など次々と作業をし、結果として37万円を請求された。広告の値段と全然違い、納得がいかない！

トイレ修理の相談が多く寄せられています。広告の「〇〇円～」はうのみにせず、まず出張や見積りが有料か確認しましょう。また、作業当日に想定外の料金や作業を提案され、不安を感じた時はその場で断りましょう。

トラブルに備えて準備しておくこと

- 地元の工務店や管工事組合、横浜市排水設備指定工事店などを調べておく
- 自宅の止水栓の位置を確認しておく
- ラバーカップを使うと直ることも



契約などのトラブルで困ったとき、まずは、お電話ください！

消費生活相談電話 045-845-6666

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索

令和 5 年 9 月 19 日

神奈川区スポーツ協会
会 員 各 位

神奈川区スポーツ協会
会 長 志 村 昌 佐

令和 5 年度神奈川区スポーツ協会臨時総会の結果報告書について

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、8 月に通知しました神奈川区スポーツ協会の臨時総会は書面開催とさせていただきました。
その結果について下記のとおりご報告いたします。

令和 5 年度神奈川区スポーツ協会臨時総会

議案

議案 「役員の一部改選について」

賛成 2 3 6、反対 0

結果

議案について、全会一致で可決されました。

神奈川区スポーツ協会事務局

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町 3－8

神奈川区役所地域振興課 担当：小林

TEL 411-7093 / FAX 323-2502

E-mail : kg-supokyo@city.yokohama.jp

令和5年度・6年度 役員改選

No.	役職名	氏名	団体名	協力会員 からの推薦
1	会 長	志村 昌佐	バスケットボール協会	
2	副会長	森山 明	横浜スキー同好会	
3	副会長	塚原 仁	スポーツ推進委員連絡協議会	○
4	副会長	岐部 文明	区連合町内会自治会	○
5	会 計	小菅 保	バレーボール協会	
6	会 計	本間 五三	ソフトボール協会	
7	監 事	高田 瑞穂	バドミントン協会	
8	監 事	千葉 敏郎	区連合町内会自治会	○

（改選内容）

- ・ 監事の「岐部 文明」が副会長に、区連合町内会自治会から推薦のあった「千葉 敏郎」を監事に選任しました。

令和5年9月19日

各自治会町内会長

神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会
委員長 岡田 孝

神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会の今後のあり方に関する
各自治会町内会の意向確認について（照会）

日ごろから、交通部連絡委員会の活動に対し御尽力いただきありがとうございます。
さて、交通部連絡委員会の設立から半世紀となる節目の50年が経過し、社会情勢や地域の交通環境の変化、自治会町内会の負担軽減、区が担う事務の適正化など、設立当時と比較し、様々な状況に大きな変化が生じています。

そのような中で、今後も確実に地域での交通安全活動を続けていくため、交通部連絡委員会についてもあり方の見直しが必要となります。

つきましては、地区での交通安全活動を担う交通部連絡委員会を今後も存続させることへの是非について、各自治会町内会の意向を確認させていただきます。

添付資料を御確認いただき、同封の返信用はがきにて、令和5年10月27日(金)までに御回答をよろしくお願いいたします。

なお、今後の各地域における交通安全対策活動に大きく関わることですので、必ず御回答くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【問合せ】

（事務局）神奈川区役所地域振興課 佐藤、太田
電話：411-7091 ／ FAX：323-2502

交通部連絡委員会の今後のあり方について

神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会
委 員 長 岡 田 孝

◆委員会設立から半世紀を迎えて

神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会（以降、「交通部連絡委員会」と記載）は、当時、全国的に交通事故が多発した通称「第一次交通戦争」と呼ばれた時代に、幹線道路が多い神奈川区においても交通事故が多発している状況に対し、各自治会町内会で実施している街頭監視活動や各種交通安全啓発活動について、隣接する地域が連携して取組むことを目的として昭和 47 年 9 月に住民主体で設立されました。

交通部連絡委員会の活動は今年（令和 5 年）で 51 年目を迎え、区内の交通環境が時代と共に大きく変化する中でも皆様の協力を得ながら活動を継続した成果として交通事故の発生件数が設立当時（昭和 47 年）と比較して、約 59% の大幅な減少に繋げることができています。

《区内交通事故発生状況の変移》

【設立当時】昭和 47 年 [件数]882 件 [死者数]16 人 [負傷者数]1,212 人
【現 在】令和 4 年 [件数]363 件 [死者数]3 人 [負傷者数]400 人

◆交通部連絡委員会の位置づけ

交通部連絡委員会は、区連合町内会自治会連絡協議会（区連会）の下部組織として位置づけられ、地区連合町内会長から推薦を受けた理事が中心となって地域活動の連携などを担っており、活動に係る経費については、毎年度、区連会を通じて各地区連合から分担金（1 世帯あたり 10 円）を頂くことで充足しています。なお、分担金について、昨今のコロナ渦の影響により活動を自粛する状況であったため、令和 4・5 年度分は頂いておりません。

また、現在、交通部連絡委員会の事務局は神奈川区地域振興課内に設置しており、各種事務並びに金銭出納管理のすべてを地域振興課（交通安全担当）が行っています。

委員会の主な活動内容 ※コロナ禍で一部休止している活動があります。

【全体活動】（※ 三役会・理事会で調整、実施／総会で決定）

- ①早朝街頭監視：日程の確定・連絡（該当する交差点のある地域で実施）
- ②夜間啓発（休止）：警察・安全協会と協力して夜間に地域を交通部長が車で巡回、駅頭で啓発
- ③区民まつり協力（令和 4 年度で終了）：会場内車両誘導・周辺交通整理・駐輪場管理
- ④区民まつり出店（休止）：子ども向けクイズなどで啓発
- ⑤機関紙発行（休止）：交通部の活動 PR、最新の道路交通法の改正情報、
事故防止のポイントなどを掲載
- ⑥研修会（休止）：警察署・安全協会などの協力による講話等

【地区活動の一例】（※ 各地区連合・各自治会町内会で調整のうえ実施）

- ①地区交通部連絡会：地区連絡会の開催
- ②地区交通安全教室：「子ども」「三世代」「高齢者」を対象とした交通安全教室の実施
- ③広報活動：自治会町内会の集会・レクリエーション等を利用した広報活動、地域掲示板への交通安全啓発ポスター掲示

【事務局】

- ①区連会への活動負担金の提供依頼及び金銭出納
- ②活動計画策定
- ③総会・理事会・三役会等の開催及び各会資料作成
- ④役員選出事務（2年毎）
- ⑤関連団体（シルバーリーダー等）への活動情報提供

◆交通部連絡委員会の今後のあり方について

設立より半世紀となる節目の50年が経過し、社会情勢や地域の交通環境の変化、自治会町内会の負担軽減、区が担う事務の適正化など、設立当時と比較し、様々な状況に大きな変化が生じている中、今後も確実に地域での交通安全活動を続けてゆくため、交通部連絡委員会についてもあり方の見直しが必要と考えます。

来年度は、2年に1度に行う役員改選の年でもあります。前回行った令和4年度の改選では、自薦・他薦を問わず募集をするも、副委員長1名のポスト以外に候補が挙がらず、従前の役員が引き続き役目を担う形で現在に致します。

委員会設立より長期に渡り活動を続けてきた者として、本委員会の継続を切望していますが、今後も本委員会が地域や時代の変化に合わせ、精力的に活動を続けてゆくためには、皆様の協力がなければ成しえないと考えます。

つきましては、地区での交通安全活動を担う交通部連絡委員会を今後も存続させることへの是非について、各自治会町内会の意向を確認するため、以下の2つから採択をお願いします。

ご採択頂いた結果を集約し、過半数を占めた条件に合わせて、区と協力しながら今後のあり方について見直しを行い、次年度に繋げてゆきたいと考えます。

ご協力のほど、宜しくお願いいたします。

①委員会存続：委員会の運営体制を見直し、委員会が中心となって活動が続ける（三役の希望）

②委員会廃止：各地区連合・各自治会町内会で地域の状況にあわせて自主的に活動する

◆今後の進め方

各自治会町内会にてご採択頂いた結果を集約し、区連会にて情報提供をさせて頂いたのち、具体的な内容について三役会・理事会で検討を行い、今後のあり方を取りまとめ、皆様にお知らせいたします。

次ページもご覧ください

《ご採択いただくにあたり》

選択肢① 交通部連絡委員会を存続させる（三役の意見）

委員会が中心となって活動が続けるが、次の事項について実現に向けた見直しを行う。

- 1 事務局は、引き続き区地域振興課に置く
- 2 会計事務は、委員会の会計役員が行う
- 3 現在、区が行っている委員会の事務全般について、委員会が行うべきものは主体的に行う
- 4 各地区の負担軽減のため、理事の選出を1地区1名以上の選出に減らす
- 5 前項2・3を行うため、執行部の体制（役割分担）を変更する

【三役コメント（原文のとおり）】

交通事故発生件数、死亡交通事故発生件数が大幅に減少したとはいえ、いまだ年間多くの交通事故が発生しています。そうした現状を踏まえ、交通部連絡委員会として各地区が横のつながりを一層強め、神奈川区全体で交通安全啓発活動に力を注いでいく必要があります。

一方で、自治会町内会への負担の軽減、区の事務取扱の適正化のためには、体制の見直し等を行う必要があるため、次の様に交通部連絡委員会の体制を見直します。

1 事務局は、今まで同様に地域振興課に置くこととします。

ただし、区の事務取扱の適正化を図るため、次の点を見直します。

- (1) 区が会計を扱うことは適正ではないため、今後は委員会の会計役員が会計事務を取り扱うこととします。
- (2) 委員会が自主的に活動を行っていくため、区が行っている事務について、委員会でも事務を行うこととします。

2 各地区の理事の人数を見直します。

理事の人数については理事会でもご意見が出されていましたが、現在の1地区2名又は3名の選出から1地区1名以上の選出と見直し、地区の負担を軽減します。

3 執行部の体制を強化します。

今後、会計及び事務処理を行っていくために執行部の体制を見直し、強化していきます。

選択肢② 交通部連絡委員会を廃止する

委員会（全体会議等への出席など）は廃止する。各自治会町内会での交通安全啓発活動は、これまでと変更なく地域の状況にあわせて自主的に行う。

- 1 各自治会町内会で定める交通部長（交通安全担当）が地域の状況にあわせて主体的に活動する
- 2 これまでの交通部理事（地区交通安全担当）の役割の要否は、各連合町内会で判断する
- 3 区は、地域での交通安全啓発活動への情報提供、交通安全に資する講習会などを提供する
- 4 これまで委員会で求めていた1世帯10円の費用負担を廃止し、交通安全活動に必要な経費は、地域で行う活動に合わせて各地区連合、各自治会町内会が自己負担する

はがき

**交通部連絡委員会の今後のあり方について
～各自治会町内会の意向確認～**

当自治会町内会の意向は次のとおりです。

どちらかに○を記入してください。

☐	交通部連絡委員会の体制を見直し、引き続き活動していく
☐	交通部連絡委員会を解散し、各地区連合、各自治会町内会で活動していく

自治会町内会

会 長 氏 名

(✓チェックしてください)

☐ 交通部長と調整済です。

10月27 日(金)までに必ず提出してください。